平成２６年（フ）第４１２号
名古屋市瑞穂区白砂町５丁目51番地
破産者　有限会社エーシー工業
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４号
奈良県吉野郡下北山村大字上池原551番地
破産者　株式会社中総組
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０５号
鹿児島県志布志市志布志町帖6617番地24、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖6637番地
破産者　田原　　廣
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
鹿児島県志布志市志布志町帖6617番地24、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖6617番地86
破産者　田原　博英
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
静岡県富士宮市山本459番地の24
破産者　田中　武久
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３４号
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈1199番地の９
破産者　熊谷　博文
1　決定年月日　平成26年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第２８号
岩手県奥州市江刺区米里字人首町５番地１
破産者　家子　正弘
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１８６５号
名古屋市中川区丸米町２丁目97番地の１西、申立時の住所名古屋市熱田区野立町２丁目83番地
破産者　原建こと　原　　政二
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１３号
名古屋市瑞穂区白砂町５丁目51番地
破産者　古田　　誠
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１８号
名古屋市緑区鳴海町字小森48番地の１　シティファミリー鳴海小森Ａ棟803号
破産者　糸藤　　盛
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５号
愛知県蒲郡市緑町22―13レオパレスペルテ104号、住民票上の住所奈良県吉野郡下北山村大字下池原90番地
破産者　中　　育三
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第７５号
熊本市東区新生１丁目６番17号　グリーンキャッスル東３
破産者　花園　春代（旧姓立花）
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５号
松江市学園南１丁目３番35号
破産者　佐伯　英俊
1　決定年月日　平成26年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第７４号
青森県十和田市ひがしの２丁目13番１号
破産者　有限会社ビルドライフ
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１４７号
三重県津市西丸之内５番５号　サンマンションアトレ津新町404号室
破産者　草川　岳史
1　決定年月日　平成26年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４７号
兵庫県姫路市御国野町御着1100番地６、開始決定時の住所兵庫県朝来市和田山町秋葉台４番地47
破産者　後藤　和昭
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１号
群馬県高崎市常盤町133番地１　セントラルハイツ807号
破産者　中島　幸子
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０５号
群馬県高崎市箕郷町矢原851番地１
破産者　小澤　　宏
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部